

第十三回国会 人事委員会 議院 議事録 第十三号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事 田中伊三三君 理事 平川 篤雄君

理事 松澤 兼人君

今村 忠助君

西村 久之君

本間 俊一君

三宅 正一君

岡田 春夫君

出席政府委員

警察予備隊

本部次長

警察予備隊本

部人事局長

委員外の出席者

警察予備隊本部

人事局長

専門員

安倍 三郎君

五月二十日

委員岡良一君及び井之口政雄君辞任

につき、その補欠として三宅正一君

及び今野武雄君が議長の指名で委員

に選任された。

五月十六日

多賀村の地域給指定に関する請願

(塩田賀四郎君紹介)(第二七六三

号)

同月十九日

全建設省労働組合幹部の不当解雇に

関する請願(岡田春夫君外一名紹介)

(第二八九九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

大宮市の地域給指定に関する陳情書

(大宮市長津川辰政外一名)(第一八

〇六号)

新潟県下の勤務地手当支給地域の追

加指定に関する陳情書(新潟県知事

岡田正平)(第一八〇七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

保安庁職員給与法案(内閣提出第二

二八号)

〇田中委員長 これより人事委員会を

開会いたします。

議事に入る前に、まず内閣より保安

庁職員給与法案の印刷物中誤りがある

ので、訂正された旨の通知が参つて

おります。それを申し上げますと、

二十ページの六行及び七行の「同法第

二十四条から」とありますのは「同法第

二十二条、第二十四条から」の誤り、

三十二ページの六行「第四条を次のよ

うに改める」とありますのは「本則中

第三条の次に次の一条を加える」の誤

り、三十二ページ七行目「第三項第十

三号及び」とありますのは、「第三項」

の誤り、三十五ページ初行目の仕切線

は削るべきの誤り、三十五ページ十二

行目「一〇、一〇〇」とあるのは「一〇、

三〇〇」の誤り、三十六ページ九行目

の「俸給月額」とあるのは「俸給日額」の

誤り、四十一ページ二行目「一八、〇

四〇」とありますのは「一八、四〇〇」

の誤り、以上でありますので御了承を

願っております。

保安庁職員給与法案、内閣提出第二

二八号を議題といたします。本法案に

つきましては前回の委員会におきまし

て、提案理由の説明を聴取いたしましたの

であります。今日はさらに詳細な逐

条の説明を聴取することといたしま

す。江口政府委員。

〇江口政府委員 保安庁職員給与法案

につきましては、ただいまお話があり

ました通り、先般提案理由の御説明を

申し上げておるのでありますが、本日

御審議をお願いいたします便宜上、そ

れに補足的に私から大綱についてお話

申し上げます。引き続き逐条と申しま

すか。――逐条と申しまして非常に条

文が長うございまして、ただいまお

手元にお配りしてあります要綱に基

て御説明申し上げます。

先般の説明で御了承いただいたと思

いますが、保安庁が七月一日発足した

ことになっております。この保安庁

の機構は現在の警察予備隊と、現在海

上保安庁にありますが海上警備隊、これ

を合せたものが大体保安庁の骨子とな

るのであります。現在の海上保安庁の

うち水路、警備等に関する業務は運輸

省に移ることになっております。それ

からその残りの海上警備隊以外の分

につきましては、これを海上公安局と申

しまして、保安庁の一局として置くこ

とにいたしております。これらの海上

公安局の職員は、別に給与法をお願い

することになっております。それ以外

の海上保安庁の職員の給与につきまし

ては、ただいま御審議をお願いいたし

ます。法案によることになるのでありま

すが、これは大体におきまして現在の

警察予備隊及び海上警備隊の職員の給

与に関するものをそのまま踏襲いたし

まして、これを法律にいたしたいと考

えておるにすぎないのであります。御

承知の通り警察予備隊が発足いたしま

したときには、一昨年八月、ポツダム

政令に基づきまして、国会の御審議を経

ずに、その政令を根拠として、それに

続く政令あるいは総理府令によりまし

て、給与関係の規定をたくさん設けた

のであります。今般法律に改めると

いうことになりました。これらの政令

あるいは総理府令において書き込まれ

た条項も、また法律案として御審議を

願うのが妥当であると考えましたの

で、これらに規定しております大部分

の条文をそのまま一括して、ここに法

律案として御審議をお願いすることに

いたしましたのであります。

ただ従来と違います点は、この保安

庁に保安大学校というものを設置する

ことになっております。この保安大学

校は新しい制度でありまして、これに

入れますところの学生の給与、これだ

けが新しい事項として、御審議を願う

ことになるわけでありまして、この学生

の給与は、保安大学校の学生として採

用した者に対して、月手当三千五

百円、その他被服等の貸与をいたしま

す。この保安大学校は来年四月から正

式に生徒を入れて教育することにした

したいと考えておりますが、しかしそ

の生徒の募集の仕事などは年内から着

手しなければなりませんし、来年四月

から開校するにいたしましたも、その

教授内容、その他組織等につきまし

ても、すでに本年内におきまして、その

準備にとりかかなければならぬので

あります。従つてこの給与法案の中

に、海上保安大学校の学生に対しま

す手当についても織り込んで御審議を

いただきたいと思います。

大体以上でございますが、続きまし

てこれより要綱につきまして、加藤政

府委員より御説明申し上げます。

〇加藤(陽)政府委員 お手元にお配り

してあると思いますが、保安庁職員給

与法案要綱というものであります。法

案の内容を御説明して参りたいと思

います。

まず第一に掲げてあります通り、保

安庁の次長、官房長、局長、課長また

は部員、この職員に対します給与

は、現在の警察予備隊本部の次長、官

房長、局長、課長または部員とまつた

く同様でございます。俸給、扶養手

当及び勤務地手当を支給することにな

つております。その俸給も現在の警

察予備隊本部のこれらの職員と同じ

俸給を支給されることになるのであ

りますが、なおつけ加えて申し上げます

と、現在は警察予備隊本部の長官は国

務大臣以外の職員でございますので、

この俸給等がきめてあるのであります

が、今度の保安庁法案によりまして、

国務大臣が長官になられることになつ

ておるのでありますので、長官の俸給

は規定しなかつたのであります。

次に保安官または警備官につきましても、これまたたまたま次長から御説明がありまして同じように、それぞれ現在の警察予備隊の警察官または海上警備官と同様に、俸給、扶養手当、営外手当、乗船手当、航海手当及び食事を支給し、被服等につきましても支給するものと貸与するものとあります。この扱いは現在とまづたく同様であります。ただ保安官と警備官との俸給表その他の給与につきましても、現在のところ警察予備隊の警察官と海上保安官の海上警備官との間に、若干の相違があるのであります。具体的に申し上げますと、警察予備隊について申し上げますれば、一等海上警備官について申し上げますれば、一等海上警備士補につきましても、俸給表中の一号、二号、三号、五号のところが若干違つております。これらの点を今回は同一にするために、これに伴う必要な規定を若干設けたのであります。その他につきましても現在と変更ございせん。

第三は保安官の事務官、技官、雇用人等でございます。これにつきましては現在の警察予備隊の事務官、技官、雇用人等とまづたく同様に、一般職の一般事務職員または技術職員と同様な俸給、扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給することになっております。

次に第四といたしまして官房長、局長、課長、部員、事務官、技官、雇用人及び保安官または警備官等の昇給、昇任降任等の場合の取扱ひにつきましても、現在の警察予備隊及び海上警備隊の職員と同様にいたしております。

五といたしまして、特殊の勤務に従事した職員に対しては、政令の定めるところによりまして、特殊勤務手当を支給するというのをうたつてあるわけでございます。

六は停職中の職員でありまして、特にこの者が勤務することを命ぜられた場合におきましては、停職中の職員には建前としては給与を支給しないのであります。この勤務した期間に對しは、俸給及び諸手当を支給し得るということにいたしました。

第七はたまたま次長からお話がありました通り、保安大学校というものを新しく設けますので、この学生に対する給与を規定したのであります。すなわち学生に對しましては、制服を貸与し食事を支給いたしますが、月額二千五百円の学生手当を支給することとしたのであります。

第八といたしまして、保安官、警備官または保安大学校の学生が公務に於いて負傷し、または疾病にかかりました場合におきましては、国が共済組合法の例によりまして、療養の給付または療養費の支給を行うことにいたしましたのであります。この点につきましても、ただいまこれらの職員の給与の算定にあたりまして、この点の考慮が払つてありますので、特に国自体がこれらの職員の療養の給付または療養費の支給を行うことにしたのであります。これも保安官、警備官につきましても、現在の警察予備隊の警察官、海上警備隊の職員と同様でございます。

その次に職員の公務上の災害に對し用するものを明確にいたしました。この場合問題となります平均給与額の算定につきましては、一等保安士補以下

の保安官及び一等警備士補以下の警備官には、食事代に相当する金額を加算して、その平均給与額を算定することにしたのであります。と申しますのは、これらの職員は食事を支給されることが建前でございます。その食事に相当する部分が俸給の算定にあたります。除かれております。そこで平均給与額算定にあつては、食事代に相当するものを加えて決定するということに至つたのであります。

その次に退職手当に関する事項でございます。これにつきましては、昭和二十五年十二月に警察予備隊の一等警察士補以下の警察官に任用された者につきましては、保安官法の施行によりまして、その者が保安官となりました後におきましても、その二年の任期の満了までは現行規定を存続させる、と申しますのは、これらの者に對しましては、警察予備隊の一年入つた方に對しましては、六万円の退職手当を支給することになっておりますが、この規定を存続させるという考え方でございす。

昭和二十七年年度中に新たに二等警査及び二等保査——二等警査と申しますのは、保安官法案にございす通り、本年十月十五日から保安隊に関する規定が施行せられますので、今年七月一日に保安官法が施行になりますけれども、十月十五日までの間は警察予備隊令の必要な規定を存続するというのであります。そこでそれまでの間に採用せられます二等警査及び二等保査と書いてありますのは、これは十月十五日以降におきまして、保安隊の職員で、

今までの警察予備隊の二等警査に相当する階級でございます。この二等警査及び二等保査として採用された者、または現在の警査長以下の警察予備隊の警察官で一旦任期満了した者の中で、昭和二十七年年度中に引續いて保査長以下の保安官として任用される者で、保査長以下として二年の期間を勤務した者には、俸給日額の百日分の退職手当を支給することにしたのであります。これは約二万四千ということになりす。今までは一昨年入りました方に對しましては六万四千ということで規定しておつたのであります。今年度からは約二万四千ということにしたいと思つてございす。

その次は、これらの方が二年の期間内に公務によつて死亡し、または公務傷病のために退職いたしましたときは、その勤務期間一月につき俸給日額の四日分の割合で計算した退職手当を支給することにしたのであります。この場合最低保障額を設けました。死亡の場合六十日分、その他の退職の場合三十日分、この額をもつて最低保障額としたのであります。

さらに昭和二十七年年度において警査長以下の——この警査長と書いてありますのは、海の方の警備隊の警備官でございますが、警査長以下の警備官に任用された者につきましても、その方が二年の期間内に公務によつて死亡し、または公務傷病のために退職いたしましたときは、たまたま保安官の保査長以下の職員について述べましたと同じように、勤務期間一月につき四日分の割合で計算した額の退職手当を支給し、それそれの死亡、退職についての最低保

障額を設けることにいたしましたのであります。次は保安官法案の第三十三条第二項の規定によりまして、特に緊急の必要がありまする場合においては、二年という任用期間を延期できることになつておりますが、この規定によりまして任用期間を延長された者に對しまして、この延長期間一月について俸給日額の四日分の割合で、退職手当を加算して支給するというに考えております。

その次は昭和二十七年年度において一等警察士補、二等警察士補及び三等警察士補、昭和二十七年十月十五日以降は、これに相当する保安官、これは一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補でございますが、この階級はたまたま申し上げました警査長、一等警査、二等警査というものの上に位置する階級でございます。これらの職員として再任用された者で、二年の期間を土補として、つまり一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補として勤務して退職いたしました者に對しましては、俸給日額の五十日分の退職手当を支給することに規定いたしましたのであります。

なお以上の規定によりまして、退職手当の支給を受けた者につきましても、その退職手当の計算の基礎となります勤務期間は、これを国家公務員の退職手当の臨時措置に関する法律の第七條の勤務期間から除算することにしたのであります。

次は、保安官法案によりまして、保安隊または警備隊が、それら該当の場合において出動を命ぜられるという場合が規定してあるのでございす。この出動を命ぜられた場合の

職員の給与、災害補償等については、必要な事項を別な法律で定めるということを規定しております。

なお、この法律は昭和二十七年の七月一日から施行するものとしたしております。そうして警察予備隊及び海上警備隊の職員で、保安庁の職員となる者の給与につきましては、その者が従前受けておりました給与に対応する給与を受けるものとし、その従前の規定に基いてなされました給与上の、いろいろな決定及び手続は、すべてこの法律の相当規定に基いてなされたものとみなすことにいたしております。

なお、以上の規定に伴いまして必要となりました恩給法、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律、地方税法等の改正を附則において規定しておるのでございます。

以上をもつて一応説明を終わります。

○田中委員長 何か御質問はございませんか。――別に御質問もないようでありますから、本日はこの程度にとどめまして、次会は明二十二日午前十時半から開会することいたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

第十三回国会衆議院人事委員会
録第十二号中正誤

頁 段 行 誤 正

九 一 未 一八、〇四〇 一八、四〇〇

昭和二十七年五月二十七日印刷

昭和二十七年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所